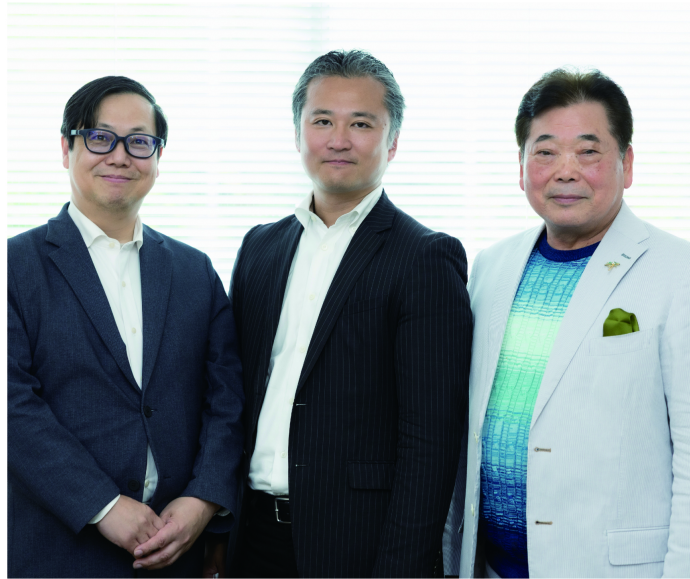


今後の地域観光整備を支える宿泊税の課題とは

観光復興の新たな財源として、宿泊税への注目が高まっています。そこで今回は、EYストラテジー・アンド・コンサルティングのストラテジックインバクトパートナー・平林知高さんとグローバルツーリズム経営研究所 兼 当協会（一般社団法人宿泊施設関連協会／JARRC）理事の永山久徳さんをお招きし、当協会（一般社団法人宿泊施設関連協会／JARRC）理事長の林悦男と宿泊税に対する忌憚のない意見交換を行っていただきました。



宿泊税を一般財源化させないために 明文化してその道筋を立てる

林 宿泊税を導入する、もしくは導入を検討する自治体が増えていきます。このこと自体はとても良いことだと私は思っていますが、現状は導入する目的が地域によつてバラバラじゃないかと感じています。例えば、観光客の少ない地域は誘客のための財源として導入だと思っています。逆に観光客が来すぎてオーバーツーリズムになっているような地域はブレイキ役としての導入ではないかと思うわけです。

平林 おっしゃるように、地域によつて導入の目的は違うと思います。今どちらかと言えば、動機が整理されないまま、導入しようとしている地域の方が多いような気がします。

林 あと宿泊税に上限額を付けるという話も出てきていますが、私はこれが不思議でなりません。

平林 その意図が国内の宿泊事業者を守るためということであれば、まだ理解できます。ただ、上限に達するような価格帯で勝負する宿泊施設は、圧倒的に外資系ホテルなので、そこにキヤッフをはめる必要は個人的にはないと思いますね。

林 海外で宿泊税に上限がかかることになっていないですよね？

永山 一律のケースはありませんが、上限制は聞いたことはないですね。平林さんはありますか？

平林 海外で長期滞在すると、宿泊税がすごい金額になっていることがあ

るじゃないですか。だから、そんなキヤッフはないと思います。

林 それと場合によつては目的税である宿泊税が一般財源になつてしまうという可能性もあると思います。もつと言えは、何年かしたら一般財源化したいという思惑があつて導入しようとしている地域もあるのではないかと勘ぐつてしまいます。だから私は目的税であることをきちんと明文化するべきだと思います。

平林 それはした方がいいです。かつての「まちづくり三法」の時はTMO（※1）を司令塔として街づくりをしようとしたことが、財源の問題で難しくなりました。時代が移つて今はDMO（※2）になりましたが、結局は過去と同じことを繰り返してしまいます。DMOが司令塔になることに問題ありませんが、きちんとワークをする形を作っていくためには、宿泊税を観光以外のことに使うことは認めないというルールを作っていくことが必要です。明文化もガイドラインだ

と強制力がないので、できれば法律で示してもらえると安心できます。

林 名前が宿泊税で、宿泊した人から徴収するのですから、観光のために使つていくべきですよ。これは海外ではどうなつていきますか？

平林 アメリカの場合は、宿泊税が一般財源化されたためにDMOが使える財源がなくなつてしまい、例えばHTA（※3）も運営が厳しくなっている状況です。そこでTID（※4）という複雑な制度を作つて特別徴収しています。

林 それは宿泊税とはまた違うのですか？

平林 似ていますが違います。TIDでは宿泊施設その他、観光客が利用する関連事業者も徴収対象になる場合があります。表向きはこの納付義務者が一定のルールで計算された負担金を支払う形になっていますが、実際に負担するのは旅行者です。ただ、日本はまだ宿泊税制度ができてない

ので、こんな複雑な仕組みを導入する必要はありません。シンプルに「目的」「使い方」「一般財源化しない」という道筋を作っていくことに舵を切った方がいいですね。

宿泊税を正しく観光のために 使うなら宿泊業界との合意は可能

林 TIDとは違って、宿泊税の徴収義務者は宿泊事業者です。だから、せつかく徴収しても一般財源化されて観光以外のことに使われるということであれば、宿泊業界は反対するでしょう。しかし、宿泊税がきちんと観光のために使われるのであれば必ずしも反対はしないと思つています。

永山 おっしゃる通りです。これは同じ地方税である入湯税の話ですが、当初は観光振興や源泉保護のためという大義名分がありました。ところが、いざ蓋を開けてみると、消防車を買ったり、公園のトイレを綺麗にしたりすることに使われてしまったわけです。

林 それは観光の裾野が広いからですね。「火事になったら旅館やホテルも消防車を使うし、街のトイレは観光客も使うから、これは観光のためだね」という論理が成り立つてしまいます。

平林 解釈の世界なので、なかなか線引きが難しい問題ですね。インバウンドで観光客が増えてゴミの問題が起きているから、そこに使つたということであれば割としくります。そうではないところ。例えば、観光客も道路を使うからと言って、単純に道路工事をされつと、納得しづらいと思います。

永山 宿泊税を導入して、宿泊事業者が徴収義務者になるのであれば、それはきちんと観光のために使つてもらいたいというのが私たちの思いです。宿泊税を導入したことで、例えばその街に通訳サービスがあります。街中にゴミが繋がっていますとなれば、それは住民にも観光客にもものすごくメリットのある話です。だから、そういう形で使ってくれるのであれば、徴収の

手間はあるかもしれないけれど、宿泊業界は賛成できると思います。

林 宿泊施設が街の案内マップを配っていますが、観光客は知らない街に来ているわけだから結構重宝すると思います。これだつて、自治体の観光予算、街の宿泊事業者なり飲食事業者が出し合ったお金から作っているわけですね。

永山 だから、その予算を宿泊税で賄えるのであれば、皆が助かります。特にこれまで公共に資する物品を宿泊事業者が自腹で提供することって結構あったわけですね。先ほど出た「MICE」もそうです。最初は客室に通つていれよかつたのが、いつの間にか建物全体になければならなくなり、今では街やエリア中で繋がらないと良いサービスになりません。でも、さすがにここまで来ると、宿泊事業者が負担するレベルを超えてしまっています。

林 そうですよ。これからはセル

なら結局は二人で合算した金額になつていて、一人当たりの宿泊代にタックスをかけても総額は同じです。だったら、日本も部屋に対して宿泊税を設定したいと思っています。

林 何しろ今は、観光客数を増やすというよりも、観光収入を増やそうという時代です。それなのに宿泊税は人数の定額制で徴収していくというのは、少し疑問ですよ。売上に対して比率で徴収した方が、目標にも合致していると思います。

永山 定率制にした時に宿泊施設側で問題になるのが、料金体系ですね。特に、旅館の場合は、部屋代とお食事代がセットでいくと販売していることが多いですから。

林 なるほど。そのケースでは部屋とお食事代が一緒になつているから、食事代からも宿泊税を徴収してしまうというのですか。確かにその問題はありますね。でも、今は観光庁も含めて泊食分離をどんどん進めようと



EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 平林知高

フとシェアの時代だと私は言っています。シェアとは、競争しなくてもいいもので、共有した方が便利なものです。街の案内マップやWi-Fiなどはまさに該当します。

永山 以前お話しした災害時のインフラや食品などの備えについても、我々は社会正義としてやりたいんです。そこに使える財源が宿泊事業者の負担や補助金以外にもあるなら、それに越したことはないわけです。

による手間という話が出ました。これについては、宿泊税は定額制か定率制かということが二つテーマになると思います。

平林 現状そこは自治体が自由に決められるのでバラバラですが、いずれ統一しなければいけない時は来ると思います。

林 私は定率制の方が良いと考えています。というのも、税率であれば宿

そのために宿泊税を当てるという話であれば私としては歓迎すべきことだと思います。

災害への備えは民間だけが負担すべきか？
宿泊施設が感じるギャップ

林 宿泊事業者が宿泊税を徴収すること

泊料金にかけるだけです。定額制だと人数でかけないといけません。子供からは徴収しないといった例外を設ける自治体もあります。それで一人当たりの定額制にする二部屋に泊まる人数だけではなく対象を確認して徴収しないといけないから、わかりづらいですよ。それなら、ルームチャージに対して2%とか5%の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

平林 今おっしゃった定額制だと、煩雑になると思います。それで言えば、海外の場合は、人数ではなく部屋に対してチャージしています。TOI（※1）と言って、いわゆる短期宿泊にかせられる宿泊税ですが、これだと宿泊する部屋のTOIで10万円であれば人数に関わらず10万円です。先日、宿泊したマレーシアのホテルでは、部屋ごとに5ドルや10ドルといった感じで定額の宿泊税が設定されていました。要するに部屋ごとの定額制ですね。日本の場合も、一人当たりの宿泊税を決めていても泊まるのが二人

しています。それなら販売する時はセットでも、内部的に宿泊代はいくら、食事代はいくらと分けておけばいいだけだと思ってしまう。宿泊事業者の立場としては、やはり部屋代がいくらというところは知られたくないのですか？

永山 そういう宿泊事業者はまだ多いと思います。ただ、私が観光客の立場であれば、1食は旅館やホテルで食べたいけど、2日目以降は外に食べに行きたいです。であれば、そこは施設

側からのお仕着せではなくセレクトタブルにするべきだし、そういう意味でも値段は分けるべきだと思います。

林 私も旅館の方と話していると、2泊までは食事を用意できるけどそれ以降は対応できないから外で食べてほしいと言われることがあります。すると、3泊目以降は素泊まり料金になるわけだから、結局は料金を分離しないといけなくなりますね。

永山 値段の付け方って本当にいく



グローバルツーリズム経営研究所 永山久徳

らでもあつて、宿泊1万円、お食事1万円だけど、セット料金で1万5000円にしたりしているわけです。だから、宿泊とお食事セットであれば1万5000円だけで、素泊まりだったら1万円ですと明示すればいいだけの話です。ただ、逆にその価格差

平林 しかし、それは宿泊施設のサービスを利用してないわけだから、多少割高になつても仕方ないし、納得していただけたと思いますよ。

永山 宿泊とお食事を一緒に頼んでいたから、5000円引きにしましたと言え、お客様も喜んでくれるはずですよ。逆に、お食事をされない方からは2000円余分にいただきますとか、プライスの付け方、見せ方はいくらかもあるじゃないですか。だから、この考え方は早く浸透させていくべきだと思います。

林 そういうことであれば、宿泊税を部屋代に対する定率制にするというの、泊食分離を推進していくための理由にもなりそうです。

宿泊税を地域に再分配するのなら都道府県レベルでの徴収が必要

林 今の徴収の仕組みという観点でいえば、宿泊税は市区町村単位で設定できますから、同じ都道府県内でも導入する自治体としない自治体が出てくるケースが想定されます。その時に、例えば都道府県単位で誘客したいからと言って徴収した宿泊税の何%かを受け取り、宿泊税を導入していない市区町村に使うということがあるように思います。これも問題ですよね？

平林 都道府県単位で徴収するというルールであれば、徴収した宿泊税の15%や0.5%といった割合で渡すのは問題ありません。ただ、市区町村単位でしか徴収していないのに、宿泊税を徴収していない自治体にも何割かを分散させるというのはおかしい話になると思います。

林 やはり一律で徴収していない場合は合理的ではないですね。都道府県で何割かを徴収しなければ、宿泊税は徴収した自治体のために100%使えますから。

永山 いいですね。観光振興にはさまざまなので、そのお金を次のお客様のために投資したいわけですが、入湯税はそれができませんでした。それに普通の自治体の中で観光税を徴収できる組織って消去法でいくとやっぱり宿泊施設しかないです。だから、我々が代わりに集めてあげるといのは社会正義として有りだと思います。手間をかけて集める仕事を請け負うから、それはちゃんと観光に使ってくれる組織に予算執行をしてほしい。

林 そこに戻るわけですね。そうすると、鍵はやっぱり使い道と事業の執行者が誰かになりますね。

永山 先ほども言ったように、観光予算の使い道の理由付けなんていくらでもできます。行政でなくてもどこか事業執行者を受託したところが宿泊税を自分たちのために使ってしまうのも困るわけです。だからこそ、



一般社団法人 宿泊施設関連協会 (JARO) 理事長 林 悦男

宿泊税を徴収している宿泊事業者の中にはどうしても不公平感が出てきてしまうと思います。

平林 当然、議論されているとは思いますが、不公平を感じさせない集め方も宿泊税を導入していく上で実は大切です。使い方の方ばかりに重点が置かれてしまうと、制度としてうまくいかないのではないのでしょうか。

永山 少し話がそれるかもしれませんが、不公平感というところで言うと、宿泊事業者が集めた宿泊税をクレジットカードなどのキャッシュレスで納める場合、その際の手数料はどかが負担するのかわからない問題もあります。

林 なるほど。徴収義務者の負担と

最初にしっかり使途も設計しておくべきだと思います。それならば宿泊事業者も宿泊税を徴収することに納得できます。

平林 使った宿泊税の透明性もちゃんと説明してもらわないとダメですよ？

永山 もちろんです。ただ、それは宿泊事業者のエゴではないかと思えます。

平林 監視をしあつて、ちゃんと把握できる状況にしていかなければいけないことですね。

永山 おそらく監視をするのは、宿泊税を払う立場にある旅行者になるのでしょうか。

平林 あとは住んでいる人たちですね。やはり住んでいる人たちがもっとハッピーになればいいということで、一般財源になったりするわけです。だから、そこを皆で監視しあつて、ちゃ

いうことであれば、キャッシュレスで払う場合にその手数料分を宿泊事業者は損しなければいけないということですね。確かに宿泊税を導入していない自治体の宿泊事業者にはない負担だから、これも宿泊税の課題と言えますね。

永山 そうです。例えば宿泊税のうち10%は徴収手数料として施設に還元するなど、最初から制度の中に盛り込んでおくべきです。コンビニだつて税金関係の納付の場合は、徴収手数料を取っているわけなので。そういう制度設計であれば、理論的には宿泊事業者のアレレギーにはならないはずです。

相互監視体制を構築して 宿泊税の便途を透明化

林 ここまでの話を聞いていると、結局のところ、宿泊税の予算執行組織をどこが担うのかによって決まってくるような気がしますね。例えば、コン

んと目的のために使われているかを確認できる関係を構築することが望ましいと思います。

永山 観光客向けの医療サービスや翻訳サービスなど、それこそやりたいことは山のようにあります。でも、それにはみんなでお金を集めなければいけない。じゃあ観光客の人たちに協力を願おうかというのが、正しい流れですよ。

林 なるほど。宿泊税の課題とその解決方法が少し見えてきましたね。特に永山さんがお話いただいた宿泊事業者の立場での意見というのは、非常に参考になると思います。自治体には、こうした徴収義務者である宿泊事業者や専門家の声に耳を傾けながら、宿泊税が観光業界にとってよい良い未来となるように、しっかりと議論を深めて制度を構築していくていただきたいですね。お二人にはこれから色々とお話いただき、今後も勉強させてもらいたいと思います。本日はありがとうございます。

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
ストラテジック インパクト パートナー
平林知高

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
TEL : 03-3503-3500
https://www.ey.com/ja_jp/about-us/ey-strategy-and-consulting

グローバルツーリズム経営研究所
永山久徳

所在地 岡山県
https://www.facebook.com/GTMLabo